

東日本大震災における妊婦及び胎児に対する支援の充実を求め

る意見書

去る3月11日に発生した東日本大震災とその後の福島第一原子力発電所事故により、現在もなお多くの方々が不自由な避難生活を余儀なくされており、一日も早い生活の安定、復興が望まれている。とりわけ妊婦さんは、生活や身の回りの不自由さに加え原子力発電所事故による放射性物質の身体への影響や将来に対する不安などにより心身ともに過酷な状況にある。

現在、厚生労働省は被災者支援に当たり、助産師等の相談員の避難所配置や訪問支援を行うことなどを求める通知を各都道府県に発出し、各地域では懸命にその対応が図られている。しかし、被災規模が大きく避難先も広範囲に渡っていて、原子力発電所事故の収束の見通しが立っていないことなどから、十分な態勢で取組が進められている状況にはなっていない。

よって、国におかれては、誰もが、いついかなる状況においても、安全かつ安心して妊娠・出産ができ、その後の育児も安心して行える環境整備に万全を期されるよう、町田市議会は、次の事項について、取組を推進されることを強く要望する。

- 1 原子力発電所事故の影響や収束の見通しが不明確な中、妊娠葛藤相談が増加することが予想されるため、早期に相談体制を確立すること。また、国の取組として、恒久的な公的妊娠葛藤相談制度を導入すること。
- 2 原子力発電所事故による放射性物質の妊婦への影響や胎児と放射性物質との関係について、国が把握している情報を早急に開示するとともに、正確で解りやすい情報提供に努めること。
- 3 「原子力損害の賠償に関する法律」に基づく賠償に当たっては、胎内被ばくや避難等による母子の精神的な負担等に対する被害も対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。